

岩手県企業局管理規程第1号

企業局旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年1月29日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局旅費規程の一部を改正する規程

企業局旅費規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅行命令票等の様式) 第4条 旅行命令票及び旅費請求書の様式は、 <u>次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 旅行命令票</u> <u>ア 普通の旅行の場合 様式第1号</u> <u>イ 日額旅費対象の旅行の場合 様式第2号</u> <u>ウ 赴任のための旅行の場合 様式第3号</u> <u>(2) 旅費請求書</u> <u>ア 普通の旅行の場合 様式第4号</u> <u>イ 日額旅費対象の旅行の場合 様式第5号</u> <u>ウ 赴任のための旅行の場合 様式第6号</u>	(旅行命令票等の様式) 第4条 旅行命令票及び旅費請求書の様式は、 <u>別に定める様式によるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

- この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- この規程による改正後の企業局旅費規程に規定する別に定める様式は、この規程の施行の日以後に提示し、又は提出する旅行命令票等について適用し、同日前に提示し、又は提出した旅行命令票等については、なお従前の例による。
- この規程による改正前の企業局旅費規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。